

特別支援学級の増設・開設への補助金等の財政支援について

九州部会提出

児童生徒数の増加に伴う特別支援学級の設置に関しては、学校施設環境改善交付金を活用した施設整備を行うことはできるが、整備を行う項目ごとに下限額 400 万円などの設定があること、次年度の建築計画を申請する 6 月頃では、児童生徒数や学級数が確定せず、教室配置や改修内容を決めることが困難であることなどから実際は、年度当初に市単独で子供たちの発達状況や障がいに応じた教室環境の改善、空調設備やタブレット端末を活用するための Wi-Fi 設備、その他必要となる備品等を整備し、児童生徒の学習及び生活環境を整えている状況である。

今後も特別支援教育を必要とする児童生徒の増加が見込まれ、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる環境を整える必要があること、また、障害者基本法第 16 条第 4 項においても、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。」と規定されていることから、市町村への特別支援学級の増設等に係る補助金等の財政支援の有効活用に向けた改善が必要と考える。

については、教室環境の改善に伴う施設整備に対する補助金の新設及び学校施設環境改善交付金の下限額の見直し並びに建築計画の申請時期の見直しや事業実施後でも補助対象にできるような仕組みの創設を求める。